

武家
必覧

續之泰平年表

丑

リ 5

1476

5



高瀬文庫

門 454
號 1476
卷 5



客政二乙卯年正月下旬議叙可
方陽門下所送之亦以他市之者
井方陽門下所送之亦以他市之者
日中... 古... 漢... 有... 撰... 詩... 上... 傳... 月... 古... 道...
以... 子... 林... 於... 於... 甲... 也... 子... 古... 夜... 丹... 時... 香...
以... 古... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希...
以... 古... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希...
以... 古... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希...
以... 古... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希...
以... 古... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希...
以... 古... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希... 希...



世法有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

之世有之乃物 朝為之也 平風戒

欲以諸國寺院之鏡鑄造大炮小銃置
置國極要之地備不虞連合諸寺院在存
時世本寺之外除古來各器及戰時之
鐘具他悉可鑄換火炮為 皇國權
護之器及邊海無事之時復又置鑄
兵器以為鑄鑄不可存異儀者諸國
宣承知依宣行之符到奉行安政元
年十二月二十三日 一又一通下 神祕信
以下送兵器案之諸案 一又一通云
夫外冠云々不可存異儀之旨可被仰
出此旨 濟内意之起 冥東 巨被申入

倭事

右傳考より有りて下りて○同方存際も及以
海にのち日海に訪来するは法也寺院に
塔障有る所極大に地を臨むと云々 治山
也と云はれり云々○此の言より云はれ治山と
勿論湯沼坊云々有るも必傳云々の旨に
之を以てしては治山と云はれり云々○
之云の事云々○是れ塔障の中湯極と治山
福と云々○自明の言はれり 此傳も湯法と云
の事云々○此の事云々○此の事云々○
之も云々○此の事云々○此の事云々○

右傳考より有りて下りて○同方存際も及以
海にのち日海に訪来するは法也寺院に
塔障有る所極大に地を臨むと云々 治山
也と云はれり云々○此の言より云はれ治山と
勿論湯沼坊云々有るも必傳云々の旨に
之を以てしては治山と云はれり云々○
之云の事云々○是れ塔障の中湯極と治山
福と云々○自明の言はれり 此傳も湯法と云
の事云々○此の事云々○此の事云々○
之も云々○此の事云々○此の事云々○

純りしは、少くは、以て、終りの、外、世に、方、有、難、と、世、所、有、
事、及、し、り、上、の、事、と、
事、無、空、天、名、流、を、
少、許、而、も、以、多、事、も、の、所、許、の、自、の、事、も、
之、禪、有、め、た、祝、の、如、蓮、長、久、第、世、多、行、
後、少、門、り、乞、乞、事、敷、を、
天、り、事、有、を、事、有、事、
之、路、又、多、く、世、所、有、を、
有、し、有、し、
事、有、何、れ、の、事、
と、有、事、有、事、有、事、
少、許、也、も、
少、許、也、も、

と、
原、の、名、と、
以、信、解、
「
此、
此、
少、
者、
と、

同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
内山名を判物山名を道々下河原の夜番河の物持

但書陸奥村に於て其の条内清りし朝平切を道々下河原
十の山名を判物山名を道々下河原の夜番河の物持

同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
十の山名を判物山名を道々下河原の夜番河の物持
大徳元ノ山名を判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
陸奥村に於て其の条内清りし朝平切を道々下河原

同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持

同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持

同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持

同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持
同方より判物山名を道々下河原の夜番河の物持

内國人を以てしる所を記し其の事
を記すに如くは自國の事記すに如く

はりしる所を記し其の事記すに如く
はりしる所を記し其の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

其の事記すに如くは自國の事記すに如く

信非信事多矣。○若此等事，信非信，亦已。然其細微
夷，可謂之。此等事，信非信，亦已。然其細微
家法，亦出此。此等事，信非信，亦已。然其細微
古之曰：海有無。此等事，信非信，亦已。然其細微
○此等事，信非信，亦已。然其細微
內河，亦出此。此等事，信非信，亦已。然其細微

此等事，信非信，亦已。然其細微
○此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微

此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微

此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微

此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微

此等事，信非信，亦已。然其細微
此等事，信非信，亦已。然其細微

海世向方海申和右流竹道三有行河官事其故
少のり格少多のく海世向方以り不整事其以し
ゆまし

六之七の修部を右の海に寄す

海世向方海申和右流竹道三有行河官事其故
少のり格少多のく海世向方以り不整事其以し
ゆまし

去七也世世打と信所へ有向後其公其外海に於
ても世世打と信所へ有向後其公其外海に於
ても世世打と信所へ有向後其公其外海に於
ても世世打と信所へ有向後其公其外海に於

是日と名女居傳 兼及人國 亦と田畑 亦と田畑
出く 活物物を原意其七と云 修部を右の海に
少のり

出く 活物物を原意其七と云 修部を右の海に
少のり

至世... 心... 法... 心... 法... 心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

心... 法...

阿の山得皆 臨臨用事者多後再得者 亦其人
大月日之 移後之 後月之
但方其人 一之 亦多者 亦多 移後之 〇 移後大
日之 一之 善 亦多者 亦多 移後之

此の山若

本然門 年月 五人 臨臨用事者多後再得者 亦其人
亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
阿 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
高 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
阿 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
高 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人

多 阿 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人

阿 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
高 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
阿 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
高 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
阿 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
高 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
阿 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人
高 亦 臨臨用事者多後再得者 亦其人

如き時より其の事七重に於て不問而里
を以てしるべし切字社市店名物と爲る店を建と
しるべし其の俵長ありしを以てしるべし其の俵
はりしを以てしるべし其の俵長ありしを以てしる
此の俵長ありしを以てしるべし其の俵長ありしを
築木極多し一戸ありて其の俵長ありしを以てし
切字社市店名物と爲る店を建と
しるべし其の俵長ありしを以てしるべし其の俵
はりしを以てしるべし其の俵長ありしを以てしる
此の俵長ありしを以てしるべし其の俵長ありしを
築木極多し一戸ありて其の俵長ありしを以てし

其の事七重に於て不問而里
を以てしるべし切字社市店名物と爲る店を建と
しるべし其の俵長ありしを以てしるべし其の俵
はりしを以てしるべし其の俵長ありしを以てしる
此の俵長ありしを以てしるべし其の俵長ありしを
築木極多し一戸ありて其の俵長ありしを以てし
切字社市店名物と爲る店を建と
しるべし其の俵長ありしを以てしるべし其の俵
はりしを以てしるべし其の俵長ありしを以てしる
此の俵長ありしを以てしるべし其の俵長ありしを
築木極多し一戸ありて其の俵長ありしを以てし

以港也身之商部能治形の上陸云云之句を
一、田令之辨清其不港内の中其にあり少多
東南少ありははと後之——合意申す人成日
中古更に節——丁字もと区——丁字もと区
之中より人久許と事——改書可成上而入
——以は世宗院市店見物給子成り也——丁字も
細細——まの体易あを——此らも其の流店成り
少あり少許候玉泉もさす之也——丁字も
各掃修玉泉も掃内中より人成集而後并各
成あり也——丁字も各流成り——其の取給
少あり少許候とは——何れも其の流に候り

此の控符へりり水海神——家流も其の取給も
及り少あり少許候とは——丁字も各流成り
成り少あり少許候の取給も其の取給も
明和の海文法書を成り少あり少許候——丁字も各
流成り掃修玉泉も掃内中より人成集而後并各
成あり也——其の取給も其の取給も其の取給も 價
と之流——以は世宗院市店見物給子成り也——丁字も
和——其の取給も其の取給も其の取給も
控符——此の取給も其の取給も其の取給も
今也——以は世宗院市店見物給子成り也——丁字も
地日知更成り少あり少許候とは——其の取給も其の取給も

[Faint, illegible handwriting, likely bleed-through from the reverse side of the page.]

